

令和 5 年度
加古川市青少年問題協議会議案

と き 令和 5 年 7 月 7 日 (金) 午後 1 時 30 分

ところ 加古川市民会館 小ホール

目 次

1	加古川市青少年問題協議会委員名簿	1
2	加古川市青少年問題協議会幹事名簿	2
3	地方青少年問題協議会法	3
4	加古川市青少年問題協議会条例	5
5	加古川市青少年問題協議会条例施行規則	7
6	令和5年度報告事項（令和4年度基調提案の報告）	10
	加古川市の児童生徒のインターネット等の利用実態と課題について	
	加古川市少年愛護センター 所長 中塔 貴志	
7	協議事項	
	(1) 令和5年度加古川市青少年健全育成基本方針（案）について	13
	(2) 令和5年度青少年健全育成重点施策の概要（案）について	15
	(3) 青少年健全育成に関わる組織図について	16
	(4) 令和5年度青少年健全育成に関する各所管担当事業について	17
8	令和5年度基調提案	22
	子ども達の教育機会の確保と社会的自立を目指した不登校児童生徒支援対策について	
	加古川市教育相談センター 所長 伊藤 良介	
9	講演	24
	不登校対策におけるスクールソーシャルワーカーの役割等について	
	播磨東教育事務所学校問題サポートチーム	
	スクールソーシャルワーカー 前川 貴子 氏	
10	ひょうご青少年憲章	25
11	児童憲章、加古川市民憲章	26

加古川市青少年問題協議会委員名簿

令和5年6月1日付

No.	氏名	ふりがな	所属等	条例該当
1	立花 俊治	たちばな しゅんじ	加古川市議会議員	2条2項(1)
2	中山 俊明	なかやま としあき	加古川市議会議員	2条2項(1)
3	野北 浩三	のぎた こうぞう	兵庫県東播磨県民局長	2条2項(2)
4	杉谷 康志	すぎたに やすし	兵庫県播磨東教育事務所長	2条2項(2)
5	塩井 学	しおい まなぶ	加古川警察署長	2条2項(2)
6	小南 克己	こみなみ かつみ	加古川市教育長	2条2項(2)
7	後藤 強	ごとう つよし	加古川市社会教育委員	2条2項(2)
8	伊藤 淳	いとう あつし	高等学校長代表(東播工業高等学校)	2条2項(2)
9	中尾 裕彦	なかお やすひこ	中学校長代表(中部中学校)	2条2項(2)
10	嶋 基伸	しま もとのぶ	小学校長代表(氷丘南小学校)	2条2項(2)
11	竹中 重夫	たけなか しげお	加古川市福祉事務所長	2条2項(2)
12	河副 直子	かわぞえ なおこ	加古川市女性団体連絡会	2条2項(3)
13	兼子 圓昌	かねこ えんしょう	加古川市PTA連合会	2条2項(3)
14	松浦 博之	まつうら ひろゆき	加古川市消防団	2条2項(3)
15	岡本 正幸	おかもと まさゆき	加古川市社会福祉協議会	2条2項(3)
16	旗手 信秀	はたて のぶひで	加古川市民生児童委員連合会	2条2項(3)
17	田中 あや	たなか あや	加古川市少年団指導者協議会	2条2項(3)
18	池田 勝己	いけだ かつみ	加古川市青少年育成連絡協議会	2条2項(3)
19	浜田 時子	はまだ ときこ	加古川市人権・同和教育協議会	2条2項(3)
20	柳谷佐代子	やなぎたに さよこ	加古川保護区保護司会	2条2項(3)
21	田中 彦矢	たなか ひこや	加古川市少年補導委員会	2条2項(3)
22	中山 慎一	なかやま しんいち	加古川医師会	2条2項(3)
23	中尾るみ子	なかお るみこ	加古川商工会議所	2条2項(3)
24	六田 翔	ろくだ しょう	加古川青年会議所	2条2項(3)
25	原 志津	はら しづ	兵庫大学	2条2項(3)

加古川市青少年問題協議会幹事名簿

令和5年4月1日付

No.	氏名	ふりがな	職名又は役職名	規則該当
1	桐山 朋宏	きりやま ともひろ	教育指導部長	4条(1)
2	杉本 達之	すぎもと たつゆき	教育指導部次長	4条(1)
3	松尾 光隆	まつお みつたか	教育指導部参事(学校教育担当)	4条(1)
4	今津 幸央	いまづ ゆきお	教育指導部参事(青少年育成担当)	4条(1)
5	梅野 明美	うめの あけみ	社会教育課長	4条(1)
6	真鍋 裕美	まなべ ひろみ	学校教育課長	4条(1)
7	藤尾 昌也	ふじお まさや	青少年育成課長	4条(1)
8	中尾 圭涼	なかお けいすけ	生徒指導担当者会代表(中部中学校)	4条(2)
9	中村 浩康	なかむら ひろやす	高齢者・地域福祉課長	4条(3)
10	福浦 正浩	ふくうら まさひろ	家庭支援課長	4条(3)
11	富岡 頼史	とみおか よりひと	加古川警察署生活安全第二課長	4条(4)
12	谷川 陽一	たにがわ よういち	加古川警察署生活安全第二課少年係長	4条(4)
13	田中 康夫	たなか やすお	市民協働部参事 (兼)人権文化センター所長	4条(5)
14	工藤 順也	くどう じゅんや	こども政策課長	4条(5)
15	笠原 久義	かさはら ひさよし	幼児保育課長	4条(5)
16	脇本 真吾	わきもと しんご	スポーツ・文化課長	4条(5)

○地方青少年問題協議会法

(昭和 28 年 7 月 25 日)

(法律第 83 号)

第 16 回特別国会

第 5 次吉田内閣

改正 昭和 32 年 6 月 1 日法律第 158 号

同 33 年 5 月 10 日同第 144 号

同 37 年 4 月 16 日同第 77 号

同 41 年 3 月 31 日同第 16 号

同 43 年 6 月 15 日同第 99 号

同 58 年 12 月 2 日同第 80 号

平成 11 年 7 月 16 日同第 102 号

同 25 年 6 月 14 日同第 44 号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭 41 法 16・平 11 法 102・改称)

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

○ 加古川市青少年問題協議会条例

昭和 56 年 4 月 1 日

条例第 9 号

改正 平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号

平成 25 年 12 月 25 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、加古川市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 6 条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

(幹事)

第 7 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受けて、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(加古川市青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 加古川市青少年問題協議会条例(昭和35年条例第17号)は、廃止する。

附 則(平成12年12月22日条例第49号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(加古川市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 加古川市附属機関の設置に関する条例(昭和32年条例第1号)を次のように改正する。

第1条の表加古川市青少年問題協議会の項を削る。

○ 加古川市青少年問題協議会条例施行規則

昭和56年4月1日

規則第10号

改正 昭和57年3月31日規則第10号
昭和57年6月30日規則第24号
昭和61年3月31日規則第7号
平成2年3月23日規則第4号
平成6年8月10日規則第31号
平成7年3月31日規則第14号
平成11年3月30日規則第18号
平成11年6月16日規則第41号
平成11年7月27日規則第49号
平成14年3月29日規則第18号
平成15年3月31日規則第22号
平成17年3月31日規則第17号
平成21年6月30日規則第49号
平成24年4月27日規則第39号
平成26年1月30日規則第3号
平成27年3月31日規則第30号
平成27年6月5日規則第46号
令和元年6月25日規則第4号
令和4年6月30日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市青少年問題協議会条例（昭和56年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第2条第2項第2号に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 兵庫県東播磨県民局長
- (2) 兵庫県播磨東教育事務所長
- (3) 加古川警察署長
- (4) 加古川市教育長
- (5) 加古川市社会教育委員 1人
- (6) 高等学校長代表 1人
- (7) 中学校長代表 1人
- (8) 小学校長代表 1人
- (9) 加古川市福祉事務所長

2 条例第2条第2項第3号に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 次に掲げる団体からの代表
 - ア 加古川市町内会連合会 1人
 - イ 加古川市女性団体連絡会 1人
 - ウ 加古川市PTA連合会 1人
 - エ 加古川市消防団 1人

- オ 加古川市社会福祉協議会 1人
- カ 加古川市民生児童委員連合会 1人
- キ 加古川市少年団指導者協議会 1人
- ク 加古川市青少年育成連絡協議会 1人
- ケ 加古川市人権・同和教育協議会 1人
- コ 加古川保護区保護司会 1人
- サ 加古川市少年補導委員会 1人
- シ 加古川医師会 1人
- ス 加古川商工会議所 1人
- セ 加古川青年会議所 1人

(2) その他市長が適当と認める者 若干人
(会議)

第2条の2 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第3条 条例第6条第1項の規定による部会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企画調査部会
- (2) 施設環境部会
- (3) 青少年育成部会

(幹事)

第4条 条例第7条第2項に規定する関係行政機関の職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会事務局職員 7人以内
- (2) 学校教職員 2人以内
- (3) 福祉事務所職員 2人以内
- (4) 所轄警察署職員 2人以内
- (5) その他市長が特に必要と認める行政機関の職員 4人以内 (

庶務)

第5条 この協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(加古川市青少年問題協議会条例施行規則の廃止)

2 加古川市青少年問題協議会条例施行規則(昭和35年規則第14号)は、廃止する。

附 則(昭和57年3月31日規則第10号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年6月30日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日規則第7号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月23日規則第4号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年8月10日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日規則第14号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日規則第18号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月16日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月27日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第18号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第22号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年4月27日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年1月30日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この規則による改正前の青少年問題協議会条例施行規則第2条第1項の規定は、なお効力を有する。

附 則 (平成27年6月5日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度報告事項（令和4年度基調提案の報告）

■ 加古川市の児童生徒のインターネット等の利用実態と課題について ■

青少年育成課 少年愛護センター
 所長 中塔 貴志

1 児童生徒の利用実態について

令和4年度に、小学校5年生から中学校3年生までのすべての児童生徒とその保護者を対象に、インターネット環境における意識調査として「加古川市ケータイ・スマホ等の利用に係るアンケート調査」（以下「アンケート調査」）を実施した。調査結果は以下の通りである。（別添チラシ）

○ 児童生徒の主なインターネット機器の所持率（複数回答）

	小学校		中学校		
	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
スマートフォン	43.2%	46.5%	69.8%	71.7%	79.2%
携帯ゲーム機(Switchや3DSなど)	45.4%	50.5%	54.6%	51.7%	46.0%
ない	26.7%	20.5%	11.3%	11.3%	7.6%

○ 児童生徒のインターネット機器の家庭での利用内容（複数回答）

	小学校		中学校		
	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
SNS (LINE・Instagram・TikTok等)	41.3%	47.1%	70.7%	77.8%	84.0%
通信ゲーム(フォートナイト等)	49.3%	55.5%	57.4%	54.2%	47.7%
動画視聴(Youtube・AmazonPrime等)	73.3%	82.8%	87.9%	91.2%	92.0%
学習(資料検索・配信される問題集等)	28.3%	33.3%	38.5%	44.6%	43.7%

家庭での利用内容では、動画視聴が小中学生共通して7割を超え、学年が上がるにつれその割合は増加している。小中学生の約半数が通信ゲームを利用しており、通信ゲーム内での見知らぬ人と繋がることへの抵抗は低いと思われ、中にはゲーム内で知り合った同年代や16歳以上の人物と実際に会った小学生もいる。中学生になるとSNS利用が増えるものの、SNSで知り合った人と実際に会った人数は小学生の人数よりも少ないが、中学生は互いに顔見知りの中で、グループLINE・Instagramなどで繋がる傾向が高く、誹謗中傷やグループ外しなど、いじめや生徒間トラブルが起きやすい状況にある。

2 ネットパトロール事業について

ネットパトロール事業における報告件数は以下の通りで、令和4年度の学校への対応依頼事案の主なものは、個人が特定できるような顔写真や名前がわかる画像の投稿など個人情報に関するもの・危険遊戯などの注意引き行動・他者への誹謗中傷などである。そのすべてにおいて、学校は児童生徒への問題行動指導や投稿削除指導を行い、当該児童生徒保護者と情報共有・注意喚起を行っている。

○ ネットパトロール事業における報告件数

年度	専門機関からの 情報提供件数	今後、見守りが 必要な事案件数	学校への対応 依頼事案件数	関係機関への 情報提供件数
R2	2,573件	208件	22件	0件
R3	2,300件	186件	42件	0件
R4	3,323件	122件	19件	0件

3 インターネットなどの利用による問題行動の実態について

インターネットなどの利用による問題行動件数は、各学校から報告される問題行動全体の約1割となっており、その件数と主な内容は以下の通りである。学校はインターネットなどの利用による問題行動の対応のため、場合によっては警察などの関係機関と連携し、児童生徒への問題行動指導や投稿削除指導を行い、当該児童生徒保護者と情報共有・注意喚起を行っている。

○ インターネットなどの利用による問題行動

年度	小学校	中学校
R 2	20件(誹謗中傷・SNSトラブル・無断投稿等)	84件(SNSトラブル・不適切投稿・誹謗中傷・なりすまし等)
R 3	31件(誹謗中傷・無断撮影・猥褻発言等・課金等)	73件(誹謗中傷・SNSトラブル・猥褻画像・無断投稿)
R 4	38件(誹謗中傷・SNSトラブル・課金トラブル)	83件(無断投稿・SNSトラブル・卑猥画像)

また、上記に含まれていない学習用ノートパソコン(Chromebook)の不正利用や学校内へスマートフォンを持ち込み(不要物所持)など、問題行動が数多く報告されている。

なお、児童生徒のインターネットに関する問題行動の主な傾向は、次の4つである。

- ① インターネットやゲーム依存傾向(健康障害含む)と家庭内の利用ルールが守れないなど
- ② インターネットやゲームに対する高額課金
- ③ インターネット上(SNS上)のいじめや他者への誹謗中傷などの生徒間トラブル
- ④ 動画や画像(猥褻なものを含む)を他者の許可を得ず撮り、スマートフォンに保存またはインターネットに投稿する

4 令和4年度の実施状況について

(1) 情報モラル教室

東播少年サポートセンターや専門機関、少年愛護センターなどにより、すべての小中学校で実施され、複数回実施する学校も増加している。また、保護者が情報モラル教室に参加できる場を提供した小中学校は、全体の約4割となっている。

(2) 啓発活動

令和4年度に実施したアンケート調査結果を基に啓発用チラシを作成し、小学校5年生以上の保護者及び幼稚園の保護者にアンケート結果チラシを配布するとともに、市ホームページに調査結果を掲載している。また、生徒指導担当教員を通して、インターネット利用に関する問題行動への対応方法を周知し、日々の教育活動に生かすよう取組んでいる。地域に対しては、地区懇談会や校区青少年育成連絡協議会で、児童生徒のインターネットに係る問題行動の現状を伝え、その危険性や依存傾向などの健康障害について講演を行っている。

5 今後の取組について

児童生徒のインターネットに関する問題行動件数は年々増加し、その解決は学校対応の範疇に留まらず、警察などの関係機関と連携するものもあり、複雑化と長期化している。そのため、未然防止としてのインターネット利用方法を含めた情報モラル教育が重要な位置づけであり、欠かせない取組である。

昨年度基調提案で、家庭・学校・地域や関係機関などが、様々な活動を通して認識の差を縮めるかを課題として、情報モラル教室や啓発活動、ネットパトロール事業などに1年間取り組んだ。今後もこれらの取組を継続しながら、家庭・学校・地域や関係機関などと更なる共通認識と連携を図る。また、教職員に対しては、日々新たに化するインターネットに関する問題行動となり得る情報を継続的に周知し、資質向上を図ると共に、児童生徒やその保護者に対する日常の啓発へと繋げる。併せて、少年愛護センターから保護者に対して、非行防止チラシなどを通してネットトラブル

や依存傾向に対する注意喚起を行う。その上で児童生徒を善導するため、それぞれの年代に適したルール作りなどを共に考えていく。今後も少年愛護センターはその機能を充実させ、家庭・学校・地域の相談窓口として、関係機関と連携を含め、青少年の健全育成を目標に児童生徒を支援する活動を行っていく。

令和5年度加古川市青少年健全育成基本方針（案）

次代を担う青少年が、健やかでたくましく、のびのびと育つことは、すべての人々の願いであり、本市の将来の都市像である「夢と希望を描き幸せを実感できるまち加古川」の実現を図るうえで非常に重要です。

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、物質的な豊かさ
と便利さを手に入れた反面、価値観の多様化が進み、既存の価値観が大きく
揺らいでいます。

また、3年間にわたるコロナ禍での生活は、子どもたちのコミュニケーション能力に大きな影響を及ぼしており、集団生活において人間関係を上手く築けない子どもたちが増加する中で、今後の動向を注視する必要があります。

さらに、急速な通信メディアの普及はSNS^{*}トラブルやネットいじめ等の深刻な社会問題を生み出すとともに、不登校、ひきこもり、ネット依存、自殺等の問題を助長させており、それらの対応も喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、青少年が心豊かな人間性を備え、ひとりひとりが伸び伸びと育ち、その権利が守られる地域社会を作ること、私たち大人に課せられた責務であります。

本市では、「加古川市青少年健全育成基本方針」に基づき、これらの多様で複合的な問題解決に向けて学校園・家庭・地域ならびに行政がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、教育機能を十分発揮しながら相互の連携と協働を図るとともに、青少年が心豊かで健やかに育つための環境づくりに地域総がかりで取り組んでまいります。

^{*}SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略

インターネット上で人と人のつながりを支援するサービスのこと

加古川市では、加古川市青少年健全育成基本方針を受け、学校園・家庭・地域において、次の取組を行います。

学校園

学校園におけるすべての教育活動を通して、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念として、子ども一人一人の「生きる力」を育むことに努めます。

【具体的な取組】

- 子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。
- 命を大切に、心豊かな子どもの育成を目指す、『いのちと心サポート事業』を推進します。
- いじめや不登校、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を推進します。
- 子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境づくりに努めます。

家庭

家庭教育はすべての教育の出発点であり、教育基本法第10条で、子どもの教育については、父母やその他の保護者に第一義的責任があることが規定されています。

家庭においては、子どもの成長に果たす家庭の役割やその重要性、とりわけ親の責務を認識し、日々の家庭生活の中での継続した教育や躰に取り組みます。

【具体的な取組】

- 「早寝・早起き・バランスのよい朝ごはん」運動などを推進し、子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせます。
- 家庭での役割を分担し、お手伝いを通して子どもたちに勤労の尊さを学ばせます。
- 年長者を敬う気持ちや、人を思いやる気持ちを育てます。
- 家族全員が協力して、子どもの家庭教育にあたります。

地域

地域の結びつきを深め、青少年の社会参加を促進するとともに、「地域の子どもは地域で守り育てる」という視点から、地域ぐるみで子どもを育む教育の推進に取り組みます。

【具体的な取組】

- 地域ぐるみで学校園を支援する活動を通して、地域の教育力を高め、地域総がかりで子どもたちを健やかに育みます。
- 地域の伝統的な文化や暮らし、遊び等を伝えていく青少年団体活動への支援と参加を促進します。
- 住民一人一人の危機管理や防犯意識の高揚を図ります。
- 痴漢・変質者、凶悪事件等に備えるため、地域防犯のネットワーク化を図ります。

青少年の健全育成に携わる行政関係課は、加古川市青少年健全育成基本方針のもと、学校園・家庭・地域をサポートしていく責務があり、関係諸機関・諸団体との有機的な連携を図りながら、「安心して暮らせるまちづくり」「心豊かに暮らせるまちづくり」を推進するため、直接・間接的に様々な事業を展開していきます。

◆青少年健全育成重点施策の概要◆(案)

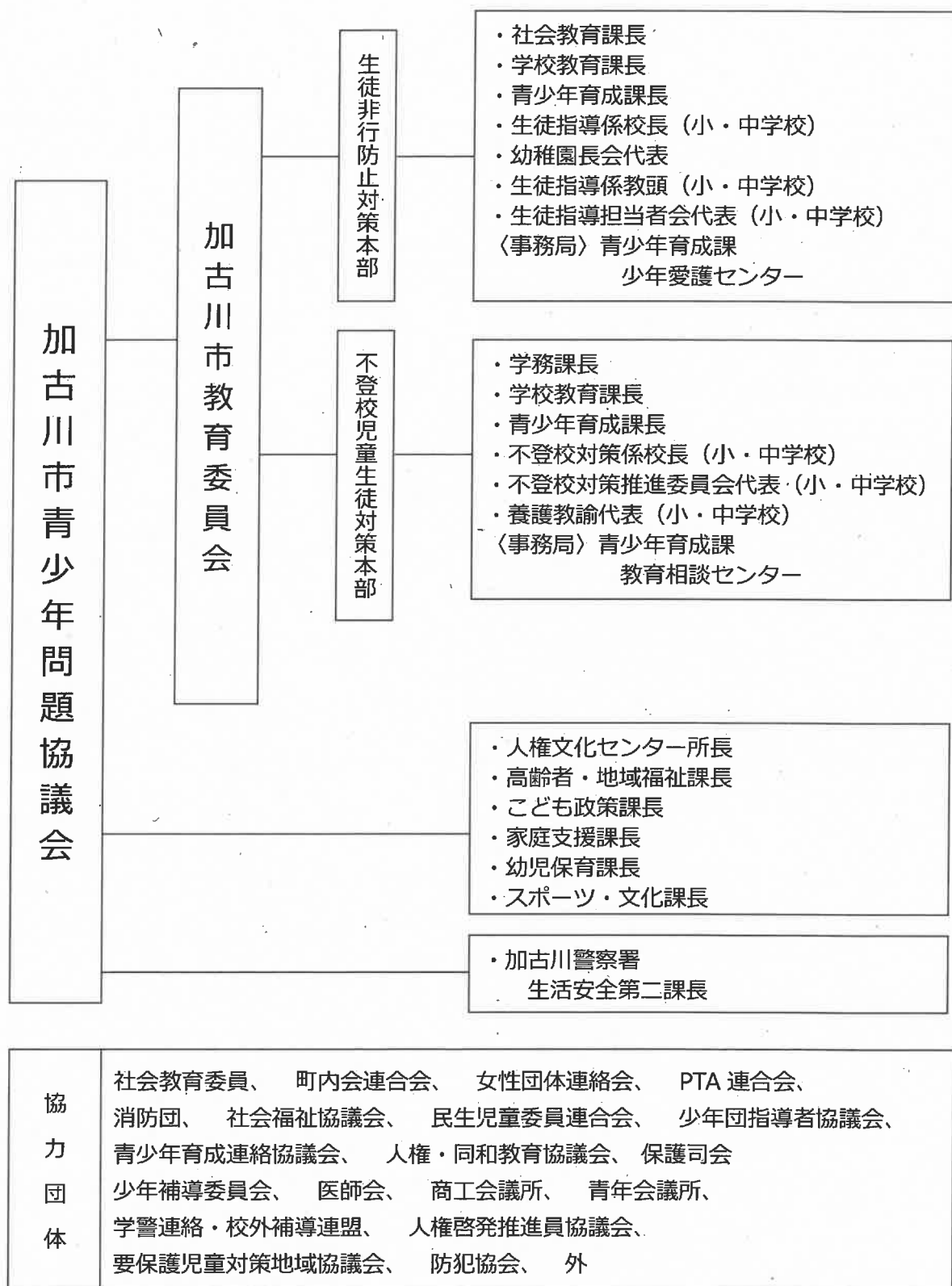
●重点目標●

青少年の自立を目指し、その自己実現を促すため、学校園・家庭・地域社会及び関係機関の緊密な連携のもと、よりよい環境の創造と青少年の健全育成及びその支援体制の強化を図る。

また、青少年が社会の一員として役割を果たせるよう、地域総がかりで青少年を育成するという市民意識の高揚に努める。

1 青少年施策の推進体制の充実	(1) 青少年施策の総合調整	...	青少年育成課
	(2) 地域活動の連帯強化	...	青少年育成課
2 青少年活動の強化	(1) 青少年団体活動の振興と参加促進	...	青少年育成課
	(2) 青少年活動の指導者養成	...	青少年育成課
	(3) 青少年の交流活動の推進	...	青少年育成課
3 青少年の自立の支援	(1) 教育相談活動の充実	...	青少年育成課
	(2) 不登校対策の推進	...	青少年育成課
	(3) 有職・無職少年対策の推進	...	青少年育成課
	(4) 自殺予防教育の推進	...	青少年育成課
4 青少年の非行防止対策の強化	(1) 補導活動の強化	...	青少年育成課
	(2) 少年非行相談活動の充実	...	青少年育成課
	(3) 環境浄化の推進	...	青少年育成課 高齢者・地域福祉課
	(4) 非行防止活動の強化	...	青少年育成課
5 幼児・児童・生徒の生きる力の育成	(1) 就学前教育の推進	...	幼児保育課
	(2) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成	...	学校教育課
	(3) 校種間連携の推進	...	学校教育課
6 家庭教育・子育て支援の推進	(1) 家庭・地域教育の支援	...	社会教育課
	(2) 要支援家庭への支援	...	家庭支援課
	(3) 子育て支援の推進	...	こども政策課 家庭支援課
7 青少年の体力づくりの推進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	...	スポーツ・文化課
	(2) 暮らしの中の体力づくりの推進	...	スポーツ・文化課
8 「いのちと人権」を尊重する人権文化の創造	(1) 人権尊重のまちづくりに向けた各種団体相互の連携と組織的、計画的な推進	...	人権文化センター
	(2) 互いの人権が尊重される人権教育の推進	...	学校教育課 人権文化センター
	(3) 人権相談活動の推進	...	人権文化センター
	(4) いじめ対策の推進	...	青少年育成課 学校教育課

青少年健全育成に関わる組織図



令和5年度 青少年健全育成に関する各所管担当事業

所 管 名	事 業 名
青少年育成課	<p>1 青少年健全育成事業</p> <p>(1) 青少年育成連絡協議会活動の推進</p> <p>① 全市大会・中学校区大会の実施</p> <p>② 「子どもを守る110番の家」の啓発、加入促進</p> <p>(2) 県子ども会連合会加入補助事業</p> <p>2 青少年活動支援事業</p> <p>(1) 少年団活動の振興</p> <p>① 連合少年団オセロゲーム大会の実施</p> <p>② 少年団指導者研修会</p> <p>③ 少年団正副団長研修会</p> <p>④ 青少年活動への助言・指導</p> <p>3 青少年問題協議会運営事業</p> <p>(1) 市青少年問題協議会</p> <p>4 家庭教育支援相談事業</p> <p>(1) 教育相談（面接・電話・訪問相談）</p> <p>子どもの教育上の諸問題（いじめ、不登校、友人関係、学習、進路、発達、子育て、苦情、要望、心のケア等）に関する相談</p> <p>(2) 要保護児童対策</p> <p>5 不登校児童生徒支援事業</p> <p>不登校児童生徒に対する継続的な支援や体験活動を通じた支援</p> <p>(1) 「わかば教室」、小集団体験活動「アタック・ゴー」体験活動「ピア・スペース」の実施</p> <p>(2) 不登校児童生徒対策本部会の開催</p> <p>(3) 不登校対策推進委員会の実施</p> <p>(4) 不登校の子どもを持つ親の会（「あすなろ会」）支援</p> <p>(5) 子どもの不登校を考えるつどいの実施</p> <p>6 メンタルサポート事業</p> <p>(1) 各中学校にメンタルサポーターを配置</p> <p>(2) 3小学校にメンタルサポーターを配置</p> <p>7 学校生活適応推進事業</p> <p>(1) 学校生活に関するアンケート（アセス）の実施</p> <p>(2) 心の相談アンケートの実施及び教育相談の推進</p> <p>(3) 学校生活適応推進研修会の実施</p> <p>(4) 自殺予防教育の推進</p> <p>8 いじめ防止対策評価検証委員会運営事業</p> <p>(1) いじめ防止対策評価検証委員会の設置及び運営</p> <p>9 スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <p>(1) 各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置</p> <p>10 スクールサポートチーム活用事業</p> <p>11 少年補導・相談事業</p> <p>(1) 少年愛護センター運営協議会</p> <p>(2) 加古川市少年補導委員会</p> <p>① 地区別街頭補導活動</p> <p>② 特別補導</p> <p>③ 広域合同補導（東播磨ブロック）</p> <p>④ 総会・役員会・理事会（事業・研修・広報部会）</p>

所管名	事業名
	<p>(3) 学警連絡・校外補導連盟会議（理事会・委員会）</p> <p>(4) 合同補導（毎月10日）</p> <p>(5) 少年相談活動（電話・面談・訪問相談）</p> <p>(6) ネットパトロール事業（毎月情報交換会）</p> <p>12 有害環境浄化及び健全育成事業</p> <p>(1) 「少年をまもる店」協力店加入運動の推進</p> <p>(2) 重点巡視（危険）箇所・有害環境調査の実施と改善、浄化活動</p> <p>(3) 少年善行賞表彰</p> <p>(4) 自立支援教室「ふれ愛教室」</p> <p>13 青少年対策事業</p> <p>(1) 生徒非行防止対策本部会（委員会の運営）</p> <p>(2) 加古川市・加古郡中学校生徒指導担当者会（月1回）</p> <p>(3) 加古川市西部・高砂市中学校生徒指導連絡会（年2回）</p> <p>(4) 加古川市小学校生徒指導研究部会（4ブロック）</p> <p>(5) 有職・無職少年対策事業（青少年追相談員制度）</p> <p>(6) 青少年健全育成街頭啓発キャンペーン</p> <p>(7) 広報啓発活動</p>
社会教育課	<p><社会教育課事業></p> <p>1 地域コミュニティ活性化の推進</p> <p>(1) 世代間交流学習会の推進（町内会、小学校区）</p> <p>2 生涯学習事業の推進</p> <p>(1) はたちの集いの実施</p> <p>3 家庭・地域教育の支援</p> <p>(1) 家庭教育大学の開設（全市研修会、中学校区内連携実施事業、単位PTA実施事業）</p> <p>(2) 障がい児(者)家庭教育学級の開設（公民館エリア等）</p> <p>(3) 家庭教育啓発パンフレット「家庭教育1、2、3」の発行・配布</p> <p>4 総合的な放課後対策事業「放課後子ども総合プラン」の推進</p> <p>(1) 児童クラブの運営（79箇所）</p> <p>(2) 放課後子ども教室の実施（28小学校、12公民館）</p> <hr/> <p><公民館事業></p> <p>地域子育て創生事業</p> <p>1 乳幼児対象</p> <p>(1) 子育てサークルへの支援（登録団体等）</p> <p>(2) 読み聞かせ、お話会の実施</p> <p>2 小学生対象</p> <p>(1) 親子体験教室の実施（陶芸、クッキング等）</p> <p>(2) 子ども伝統文化教室の実施（琴教室、伝統年中行事の継承）</p> <p>(3) 子どもスポーツ教室の実施（卓球教室）</p> <p>(4) 子ども教室（囲碁、絵画、造形、陶芸、将棋の各教室）</p> <p>3 中学生・高校生対象</p> <p>(1) 居場所づくり</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 公民館ロビーでのギャラリー実施</p> <p>(2) 母と子のオープンルーム（母親学級）</p>

所管名	事業名
学校教育課	<p>1 学校園連携ユニット推進事業</p> <p>(1) 就学前から小学校・中学校までの連続した学びの推進</p> <p>(2) 青少年関係団体・機関との連携強化</p> <p>(3) 学校園支援ボランティアの活動推進</p> <p>2 地域とともにある学校づくり推進事業</p> <p>(1) 学校運営協議会の設置、運営</p> <p>(2) 学校・家庭・地域が協働する学校支援活動の推進</p> <p>3 ふれあい保育「親育ち」応援事業</p> <p>(1) 地域に開かれた園づくりの推進（ふれあい保育、子育て講座）</p> <p>4 兵庫型学習システムの推進</p> <p>(1) 小学校1・2・3・4年生における35人学級の実施</p> <p>(2) 兵庫型教科担任制</p> <p>(3) 少人数指導</p> <p>5 英語活動支援事業</p> <p>(1) 小学校3・4年生外国語活動、5・6年生外国語、中学校にALT配置</p> <p>(2) 保育園・こども園・幼稚園にALT配置</p> <p>(3) 中学校オンライン英会話、中3外部検定試験、小5・6年生英語評価ツール</p> <p>6 研究開発事業、未来を拓く学び推進事業、ことばの力総合推進事業</p> <p>(1) 主体的・対話的で深い学びの研究</p> <p>(2) 協同的探究学習に基づく授業実践</p> <p>(3) 「ことばの力」育成プログラムの研究推進</p> <p>7 兵庫型体験活動の推進</p> <p>(1) 環境体験事業（小学校3年生）の実施</p> <p>(2) 自然学校推進事業（小学校5年生）の実施</p> <p>(3) わくわくオーケストラ（中学校・加古川養護学校中学部1年生）の実施</p> <p>(4) トライやる・ウィーク推進事業（中学校・加古川養護学校中学部2年生）の実施</p> <p>(5) 心のバリアフリー推進事業（加古川養護学校生）の実施</p> <p>8 学校ウェルネス促進事業</p> <p>(1) かこがわウェルネス手帳（データ版）の活用</p> <p>(2) 食育、健康教育の推進</p> <p>9 文化・体育活動推進事業</p> <p>(1) 体力向上推進研修講座</p> <p>(2) 小・中学校連合音楽会、小学校管楽器交歓演奏会</p> <p>(3) 小中学生作品展（美術展、書写展、理科作品展）</p> <p>10 特別支援教育推進事業、特別支援教育児童生徒サポート事業</p> <p>(1) 特別な支援や配慮を要する子どもへの教育の推進</p> <p>(2) 障がいの状態や特性に応じた指導、校園内支援体制の充実</p> <p>(3) 個別の教育支援計画等の作成と活用</p> <p>(4) 補助指導員、スクールアシスタントの配置</p> <p>11 人権教育の推進</p> <p>(1) 児童生徒支援教員の配置</p> <p>(2) 子ども多文化共生サポーター及び外国人児童生徒サポート員の配置</p> <p>(3) 人権教育研修会の開催</p> <p>12 「心の絆を育む」ハートフル推進事業</p> <p>(1) 児童会、生徒会を中心にした心の絆を深める自主的・自発的活動の推進</p> <p>(2) 仲間とつながり、自他の命と心を大切にする活動の推進</p> <p>(3) いじめ防止啓発ポスター・標語の募集</p> <p>(4) いじめ防止啓発月間の設置</p>

所 管 名	事 業 名
幼児保育課	1 就学前教育・保育の提供 (1) 市立保育所・認定こども園・幼稚園の運営 (2) 私立保育所、認定こども園等に対する運営費の支弁 2 地域子ども・子育て支援事業の実施 (1) 延長保育事業 (2) 一時預かり事業 (3) 病児保育事業 3 障がい児保育事業の実施
家庭支援課	1 要支援家庭への支援 (1) 家庭児童相談事業 (2) 加古川市要保護児童対策地域協議会 ① 代表者会議、連絡会議、事例検討会議、実務者会議の開催 ② 幼小中学校園、認定こども園、保育園と適宜情報交換会を実施 (3) 子育て家庭ショートステイ事業 (4) 養育支援訪問事業 (5) 子ども家庭総合支援拠点 2 子育て支援の推進 (1) 児童手当、児童扶養手当の支給 3 母子及び父子並びに寡婦福祉事業 (1) 母子・父子相談及び自立支援に向けた情報提供、指導、支援 (2) ひとり親家庭等学習支援事業
こども政策課	1 子ども・子育て支援の推進 (1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組みの点検・評価及び推進 (2) 子ども・子育て会議 2 地域子ども・子育て支援事業の実施 (1) 加古川駅南子育てプラザ・東加古川子育てプラザ (2) ファミリーサポートセンター (3) 志方児童館 3 子どもの貧困対策の事業推進
高齢者・地域福祉課	地域福祉の増進及び明るい地域社会づくりの推進 1 加古川市民生児童委員連合会 青少年の健全育成に係る個別相談を行うとともに、地域での見守り体制を支援 (1) 育児支援標語及びポスターの募集 (2) 地域福祉標語等の募集 (3) 「ゆうあい年賀」はがきの製作、配布 (4) 児童委員・主任児童委員活動の支援 2 加古川保護区保護司会 (1) 「社会を明るくする運動」街頭啓発の実施 3 加古地区更生保護女性会 (1) 更生保護施設・矯正施設収容者への援助・協力 (2) 地区保護司会に協力し、青少年の更生を支援

所 管 名	事 業 名
スポーツ・文化課	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進 (1) 総合型地域スポーツクラブ (12 公民館エリア、31 クラブ) の発展に向けた支援 (2) スポーツライフセミナーの開催 (小学校コース、エンジョイコース) 2 スポーツ事業の実施 (1) 加古川スポーツカーニバルの開催 (2) 加古川カップ綱引大会の開催 (3) スポーツ協会健康・体づくり事業の実施 (4) 障がい者スポーツの普及啓発 (5) 加古川マラソン大会の開催 (6) 加古川ツデーマーチの実施
人権文化センター	1 人権教育啓発の推進 (1) 人権を大切にする市民運動の実施 (2) 人権啓発標語・キャッチコピー・ポスター・人権マークの募集 (3) 啓発紙誌 (人権の絵手紙カレンダー、人権文化センターだより等) の発行・配布 (4) かこがわハートフルフェスタ (子ども向け映画による人権啓発) の開催 (5) 地域、家庭、学校教育関係者が連携し実施する「人権教育推進市町事業」への支援 (6) 幼児、保護者、地域の人権学習活動を推進する「人権教育振興事業」への支援 (7) 市内 12 公民館エリアで人権ひろば (人権講演会) を開催 2 人権相談の実施 (1) 人権相談専用ダイヤル (平日 9:00~19:00、土曜日 9:00~17:00) の設置 (2) 人権擁護委員が担当する『こどもの人権 110 番』の周知
加古川警察署	1 少年非行防止活動 (1) 春・夏休み期間中における初発型非行等の防止 (2) 家出少年発見保護活動の強化 (3) こどもの福祉を害する犯罪の取締り強化 (4) 少年に手を差し伸べる立直り支援活動の実施 (5) サイバー犯罪防犯教室、非行防止教室の開催 (6) 少年相談の促進と個別指導の強化 (東播少年サポートセンターとの連携強化) 2 薬物乱用防止 (1) 小・中学生を対象とした薬物乱用防止教室の開催 (2) 少年の薬物乱用防止に向けた広報・啓発活動の推進 3 その他 (1) 幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の開催 (2) 小学生作文全国コンクール「わたしたちのまちのおまわりさん」募集 (3) トライやる・ウィークの受入れ

(案)

令和5年度基調提案

<資料編集中>

資料完成次第差し替えます。

■ 子ども達の教育機会の確保と社会的自立を目指した不登校児童生徒支援対策について ■

青少年育成課 教育相談センター
所長 伊藤 良介

1 不登校児童生徒数の推移について（過去5年間）

小学校不登校数は、全国・県と同様に増加傾向にあり、令和3年度は前年度比で約1.6倍となった。中学校不登校数も、全国・県と同様に増加傾向にあるが、令和3年度の不登校率は、県の率を始めて上回った。

※不登校とは、病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校しない(できない)ことにより長期欠席した者

(1) 小学校

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	不登校の主な要因(R 4市)
市不登校数※	77人	83人	105人	166人	人	・無気力、不安 38.6% ・親子関係・家庭内不和 22.3%
	31人	27人	39人	78人	人	
市不登校率	0.53%	0.58%	0.74%	1.20%	%	・生活リズムの乱れ 16.3%
県不登校率	0.65%	0.82%	1.01%	1.32%	%	・いじめを除く友人関係 5.4%
全国不登校率	0.70%	0.84%	1.01%	1.30%	%	・入学、進級時の不適応 4.2%

(2) 中学校

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	不登校の主な要因(R 3市)
市不登校数※	251人	294人	333人	414人	人	・無気力、不安 43.7% ・生活リズムの乱れ 14.7%
	129人	165人	202人	202人	人	
市不登校率	3.55%	4.24%	4.78%	5.98%	%	・学業の不振 7.5%
県不登校率	4.30%	4.62%	4.91%	5.82%	%	・いじめを除く友人関係 7.0%
全国不登校率	3.81%	4.12%	4.30%	5.00%	%	・親子の関わり方 7.0%

2 令和4年度の本市の不登校児童生徒の状況について

令和4年度の不登校数は確定していないが、見込みとしては、令和3年度を上回ることが予想される。以下の表の学校以外の居場所を利用している児童生徒は、年々増加傾向にあり、本市としては教育の機会確保と社会的自立への支援を目指すうえで、多様な学びへの支援が必要である。

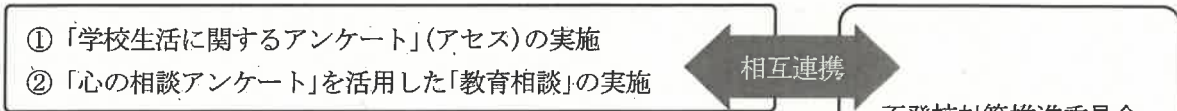
	小学校	中学校	合計(率)
登校していない日がある児童生徒数	187人	384人	571人
不登校児童生徒数	158人	372人	530人(100.0%)
不登校傾向のある児童生徒	112人	224人	336人(63.4%)
不登校傾向の強い児童生徒	25人	109人	134人(25.3%)
学校以外の居場所を利用している人数	21人	39人	60人(11.3%)
わかば教室(適応指導教室)	13人	31人	44人
フリースクール等民間団体	8人	8人	16人
チャータースクール等インターナショナルスクールを利用している人数	29人	12人	41人
登校しているが、学校の別室を利用している人数	26人	160人	186人

(案)

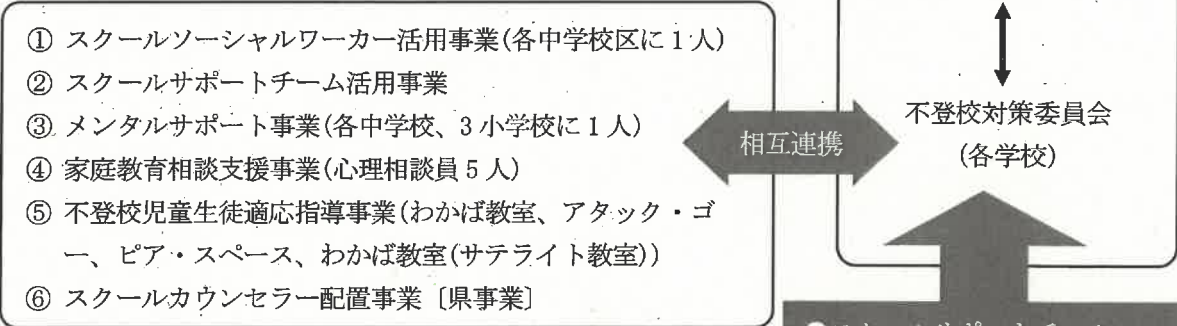
3 令和5年度の本市の不登校対策について

本市では、以下に示す様々な不登校対策を実施しており、今年度は、わかば教室を新たに設置し、児童生徒の受入れ体制を強化したところである。

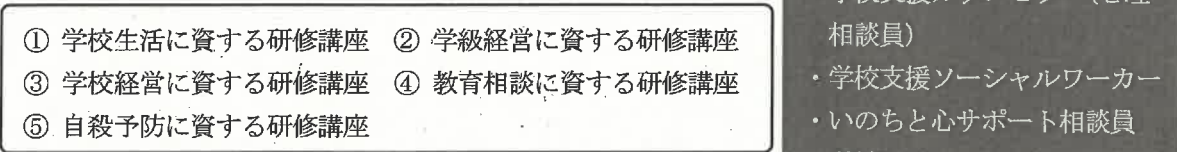
(1) 児童生徒の実態把握



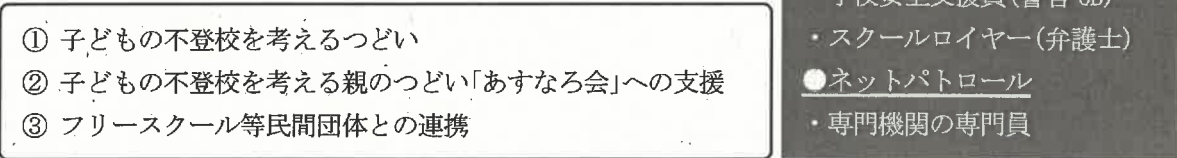
(2) 児童生徒及び保護者支援



(3) 教員の資質向上



(4) 地域・保護者との連携



- スクールサポートチーム
- ・ 学校支援カウンセラー(心理相談員)
- ・ 学校支援ソーシャルワーカー
- ・ いのちと心サポート相談員(教員OB)
- ・ 学校安全支援員(警官OB)
- ・ スクールロイヤー(弁護士)
- ネットパトロール
- ・ 専門機関の専門員

4 令和5年度以降の不登校対策について

(1) 令和5年度の展開〔別添チラシ〕

不登校児童生徒の急激な増加と、それに伴う「わかば教室」通室生の増加を受け、令和5年度より教育相談センター内に開室している「わかば教室」とは別に、サテライト方式での2つのタイプの「わかば教室」を開設する。

① 体験活動型のわかば教室

少年自然の家で週2回、様々な体験活動を通して児童生徒の仲間意識を醸成し、社会的自立に向けた支援を行う。

② 学習支援型のわかば教室

3公民館で各週1回、児童生徒の学習の機会及び居場所を確保し、社会的自立に向けた支援を行う。

(2) 令和6年度の展開

加古川市役所北館の大規模改修後は、施設内に様々な大きさのわかば教室が設置されることで、個に応じた支援の充実が図れることとなる。また、小学校へのメンタルサポーターの配置については、計画的に拡充していきたいと考えている。

講演

■ 不登校対策におけるスクールソーシャルワーカーの役割等について ■

播磨東教育事務所 学校問題サポートチーム
スクールソーシャルワーカー 前川 貴子

ひょうご青少年憲章

いま、私たちは暮らしや社会のあり方が大きく移り変わる転換の時代にありますが、先の阪神・淡路大震災は、人と社会に何が必要なのかを改めて教えてくれました。

私たちは、これまでの自分の生き方を省みて人間生活の基本に立ち返り、自らを尊ぶと同時に、家庭や地域や国、そしてかけがえのない地球に生きる人間として、ひょうごの明日を担う青少年とともに、自信と夢と勇気をもって21世紀を築いていくことを誓い、この憲章を定めます。

- 1 自分を大切にし、自らを律し、行いに責任をもって生きていこう
- 2 ふれあいを深め、正義感をもち、社会を担う一人として生きていこう
- 3 人の痛みや喜びを感じあえる心をもって生きていこう
- 4 多様な人々の存在を受け入れ、ともに支えあって生きていこう
- 5 自然を愛し、生命を尊び、みえない世界にも襟を正して生きていこう
- 6 先人に学び、明日に夢をえがき、勇気をもって未来を拓いていこう

【平成12年3月制定 新兵庫県青少年憲章制定県民会議】

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を
確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境の中で育てられる

【昭和 26 年 5 月 5 日制定 児童憲章制定会議】

加 古 川 市 民 憲 章

わたくしたち加古川市民は

- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。
- 1 自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。
- 1 健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。
- 1 愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

【昭和 39 年 11 月 3 日 制定】